

議長・副議長が 選出されました

平成29年第2回市議会臨時会が5月22日(月)に開かれ、正副議長の辞職に伴う選挙の結果、新しい議長に野沢達(67歳・3期)、副議長に春山則子(68歳・3期)が選出されました。



新任人権擁護委員の紹介

市の人権擁護委員に、7月1日付けで飯島啓子さんと中田栄子さんが就任しました。飯島さんと中田さんは今後、地域の皆さまから人権相談を受けたり、人権についての考えを広め、関心を持ってもらえるような啓発活動を行っていきます。



▲飯島 啓子さん



▲中田 栄子さん

【問い合わせ】社会福祉課 社会福祉係
☎81・6943 FAX83・8554

総合運動公園弓道場・ クラブハウスが完成

5月27日(土)、市総合運動公園弓道場とクラブハウスが完成し、記念式典が行われました。

新道場は、鉄骨平屋で延べ床面積約525平方メートル。現在、田町にある市総合体育館西側の弓道場の2倍にあたる「10人立ち」の広さとなります。10人立ちは県内最大で、宇都宮市弓道場に次ぎ、2カ所目となります。既存の田町と二宮の弓道場は、新弓道場の建設に伴い、閉鎖となりました。



【問い合わせ】スポーツ振興課 管理係
☎84・2811 FAX84・6258

まちかど美術館オープン

6月10日(土)、田町に「まちかど美術館」が開館しました。同館は、1階が昨年11月に開所した市民健康交流スペース「まちなか保健室ほっとステーション田町館」となっており、その2階と3階部分に、多くの人が気軽に芸術を楽しむ場として作られました。

2階は常設展示室で、市所蔵の絵画などの美術品1900点の中から20〜30点を随時展示する他、3階には市民の創作発表に無料開放する市民ギャラリーを設けています。

開館したこの日は、開館記念として、県立美術館職員による講演会や「真岡ゆかりの作家たち」と題した展示会の他、周辺の民間美術館である「趣味の美術館」と「渡辺私塾美術館」の真岡市「まちかど美術館」としての認定式や美術館めぐりが行われました。同館の開館により、まちかど美術館を拠点の一つとして、周辺の民間美術館や久保記念観光文化交流館を周遊し、楽しむことができます。



まちかど美術館の入り口

【問い合わせ】文化課 文化振興係
☎83・7731 FAX83・4070
まちかど美術館(美術館直通電話)
☎80・8736・3984

第3子以降の赤ちゃん誕生 祝金が5万円に拡充

4月に「真岡市赤ちゃん誕生祝金支給条例」が制定され、少子化対策および多子世帯を支援するため、第3子以降の祝金を拡充しました。

【対象】

市に住所を有し、出生届により市に住所を有する赤ちゃんを出産したお母さん、またはその配偶者

【要件】

- ① 出産をした日から6カ月以内の申請
- ② 本人およびその配偶者に市税等や保育料の滞納がないこと
- ③ 児童手当・児童扶養手当の返還金の未納がないこと

【祝金】

- ① 第1子：3万円
 - ② 第2子：3万円
 - ③ 第3子以降：5万円
- (1子を出産した場合に限る)
(2子以上を出産した場合に限る)

【認定申請に必要なもの】

- ◆ 赤ちゃん誕生祝金認定申請書 ◆ 母子健康手帳の写し(第2子以降は、第1子以降の写し)
- ◆ 市税等完納証明書 ◆ お母さんの預金通帳 ◆ 印鑑(朱肉を使うもの)

※外国人の方は、お母さんの在留カードをお持ちください。



【問い合わせ】児童家庭課 児童家庭係
☎83・8131 FAX82・2340

市独自の 「真岡市総合学力調査」を実施

今年度より、市独自の学力調査「真岡市総合学力調査」を年2回実施します。調査後は、児童生徒一人一人に対して、正答率などの調査結果が示された個人票や復習プリントが提供されます。この復習プリントは、児童生徒一人一人の各教科の調査結果を基に作成された問題なので、家庭学習等で活用することにより、学習内容のより確実な定着を図ることができます。

【調査の目的】

本市児童生徒の学力や学習に関する状況を把握・分析し、児童生徒一人一人の学習課題を明確にするため、各学校が学力向上に向けてよりきめ細かな検証改善サイクルの構築・運用に取り組むため

◆調査学年と調査教科等

4月実施調査(1回目)	調査教科
小学校3年生 対象学年	国語・算数・意識調査
中学校1年生 対象学年	国語・社会・数学・理科・意識調査
11月実施調査(2回目)	調査教科
小学校3年生 対象学年	国語・算数
小学校4・5・6年生 対象学年	国語・社会・算数・理科
中学校1・2年生 対象学年	英語・社会・数学・理科

【問い合わせ】学校教育課 指導係
☎83・8181 FAX83・8080

通知カード・マイナンバー カードを保管しています

◆通知カードとは
マイナンバーの通知カードは緑色の紙製のカードで、税や保険の手続きの際に、行政機関や勤務先からマイナンバーの提示を求められた時に、マイナンバーを証明する書類として使用できます。

通知カードは、住民票の住所へ「簡易書留郵便」で送付しています。受け取られなかった通知カードは、一定期間本庁市民課でお待ちした後に処分しています。

まだ通知カードを受け取っていない方は、早めに本庁市民課までお問い合わせください。

◆マイナンバーカードを受け取っていない方へ

マイナンバーカードは顔写真付きのプラスチック製のカードで、マイナンバーを証明する書類として使える他、本人確認の身分証明書としても利用することができます。

マイナンバーカードを申請した方には、カードの交付の準備が整い次第、順次、「交付通知書」をはがきまたは封書で送付しています。

交付通知書が届きましたら、記載された持ち物を持参の上、指定された交付場所(本庁市民課または二宮支所)にご来庁ください。交付通知書に記載された交付期限を過ぎた場合でも、受け取りは可能ですので、お早めにお受け取りに来てください。

【問い合わせ】市民課 窓口係
☎83・8117 FAX83・8514